

昭和三十二年六月十九日

第一部長 (吉田)

經理課長 (河川)

(山本)

調

次長 (野田)

總務課長 (山本)

(山本)

長官 (花柳)

(總理廳官房)

總理大臣

內閣官房次長

總理廳官房

價格差益課長

(田中)

價格差益課長

館

價格差益處理規則 (總理廳令) の改正に

關する件

價格差益納付義務ある者が價格差益報告書を提出せず又は提出しその報告書が不当であると認めらるるときは、物價廳長官又は地方物價事務局長はその調査に基き差益額を決定する必要があるのに鑑み別紙案により價格差益處理規則を改正して差支えをいかお伺いする。

丙 關

日本國憲法第35條(十四行條)

45

189

裏面白紙



昭和二十三年六月 日

物價局長官 栗柄 勉 夫

内閣總理大臣 芦田 均 殿

上 申 書

價格差益處理規則の一部改正について、別紙案により総務廳令の公布を願いたい。

物價

裏面白紙



裏面白紙

物價廳

◎ 總理廳令第 517 号

價格差益処理規則の一部を次のように改正する。

↑ 昭和二十三年六月多イ日

内閣 總理大臣 芦田 均

第四條の次に左の一條を加え、第五條を第六條とし、第六條を削

第五條 物價廳長官ハ第三條ノ報告ニ依リ報告ナキトキ又ハ報告ヲ

不相<sup>當</sup>ト認ムルトキハ其ノ調査ニ依リ前條ノ差益ノ決定ヲ爲ス

第六條中「前條」を「第四條」に改め、<sup>同條を第六條に改め、</sup>

第十條中「第五條」を「第六條」に改め、第二号の次に左の一号

を加え、第三号以下を順次一号ずつ繰下げる。

三 第五條ノ決定ヲ爲スコト



附 則  
この命令は、公布の日から、これを施行する。

内  
閣

日本標準規格 其5(十海行規)

192

裏面白紙



改正理由  
價格差益納付義務ある者が價格差益報告書を提出せず又は提出した  
報告書が不当であると認められるときは、物價局長官又は地方物價  
事務局長は其の調査に基き差益額を決定する必要があるからである

物價廳

裏面白紙